

問 作業員宿舍仮建設への 村の対応は

答 事業者は県の許可により建設



みすずの会
清宮 寿子 議員

問 当地を防潮堤工事の作業員宿舍として認めた理由は。また村内の宿泊施設を利用する指導はしたのか。

答 仮設建築物の許可権は県にある。村には相談がなかったことから、宿泊施設の指導はしていない。

問 村は「資材置き場」を目的とし、盛土事業を許可したが宿泊施設となった。建築目的変更の手続はされたか。

答 盛土事業の完了届が提出され、資材置き場事業は完了したので手続は不要。

問 完了届の完了日は

4月29日であるが、11月6日に撮影した標示板は事業期間が空白で事業続行中であった。村は現場確認を怠り、完了届をうのみにし、事業者の便宜を図ったとしか言いようがない。騒音・振動等がひどく自宅にいられないほどの周辺住民の苦情対応はしたのか。

答 苦情等が発生した場合は対応している。

問 苦情待ちは村の怠慢。村の責任で事故等の責任と補償について、事業者と周辺住民の協議の場を設け住民の不安に答えるべき。

答 県と情報共有を図りたい。



盛土事業中の現場

問 東海病院の委託料を 減額すべき

答 今後ともしっかり協議していく



新政とうかい
笹嶋 士郎 議員

問 地域医療振興協会に業務委託している村立東海病院の平成30年度会計決算を9月議会で報告を受けた。その中で、患者数が5.1%減、5,307人減少している。その理由を伺う。

答 患者数の減少については、内科医師の退職や耳鼻咽喉科医師の産休等、さまざまな要因が重なったことによるものと考えている。特に内科医師の退職による影響が大きいと考える。

問 患者数の減少が村の委託環境の不備によるものでなく、地域医

療振興協会内である内科医師の退職や耳鼻咽喉科医師の産休が大きな原因であれば、年間の委託料である運営交付金の減額の対象であるのに、満額支払っている。減額協議をすべきである。

答 指定管理者と例月の事務打ち合わせの中で報告を受け、病院の現状を把握するとともに、運営全般についても協議をしているが、今後は、運営交付金も含めてしっかり協議をしていく。



業務委託をしている東海病院

